

中部運輸局自動車交通部

令和元年6月24日 14時00分 発表

連絡先

中部運輸局 自動車交通部自動車監査官
奥田、青山TEL 052-952-8038
中部運輸局 岐阜運輸支局輸送・監査担当
伊藤、片岡TEL 058-279-3714

同時発表：岐阜県政記者クラブ

トラック事業者を事業停止処分

中部運輸局は、貨物自動車運送事業法違反を確認した下記事業者に対し、事業停止処分等を行いましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分対象事業者及び営業所

業 者 名：サンワリスエクスプレス 株式会社
住 所：岐阜県各務原市鵜沼各務原町4-141
代 表 者：横山 利彦
営 業 所：本社営業所
営業所所在地：岐阜県各務原市鵜沼各務原町4-141

2. 行政処分等の概要

貨物自動車運送事業法第33条の規定に基づき、令和元年6月24日付けで当該事業者（本社営業所）に事業停止3日間及び事業用自動車の使用停止215日間（11両×17日間、1両×28日間）並びに文書警告を行いました。

3. 法令違反の概要

平成30年10月に実施した集中監査の期間中に当該事業者（本社営業所）に対し監査を実施した結果、点呼の実施状況、事業用自動車の定期点検実施状況などに貨物自動車運送事業法等関係法令の規定に反する悪質な違反事実が確認されました。（法令違反の詳細は次項）

4. 法令違反内容及び違反条項

- ① 運転者の勤務時間及び乗務時間について国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。
(貨物自動車運送事業法第17条第1項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)
- ② 疾病、疲労等のおそれのある乗務をさせていた。
(貨物自動車運送事業法第17条第1項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)
- ③ 点呼を実施していなかった。
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)
- ④ 点呼の記録の記載事項が不適切であった。
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
- ⑤ 点呼の記録に事実と異なる記載をしていた。
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
- ⑥ 乗務等の記録の記載事項が不適切であった。
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)
- ⑦ 運行記録計による記録をしていなかった。
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)
- ⑧ 運転者台帳の記載事項が不適切であった。
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)
- ⑨ 国土交通省告示で定める特定の運転者(高齢運転者)に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について、特別な指導が不適切であった。
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)
- ⑩ 特定の運転者(高齢運転者)に対する運転適性診断(適齢診断)を実施していなかった。
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)
- ⑪ 事業用自動車について、定期点検整備(3ヶ月点検)を実施していなかった。
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条第1号)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況(中部運輸局管内)

当該行政処分により付された違反点数 29点

当該事業者が付された累積違反点数 29点

以上